

本市の状況を踏まえた事業の整理

現行

平成29年4月以降

現行

【介護保険】

【介護保険】

【市単独事業等】

◆介護保険サービス(法定)

◆介護保険サービス(法定)

◆高齢者福祉サービス

(対象)
要介護
認定者

- 要介護認定者へのサービス
 - ・在宅サービス(訪問・通所・短期入所など)
 - ・施設サービス(特養・老健・療養)
 - ・居宅介護支援(ケアマネジメント) など

○要介護認定者へのサービス

- ・在宅サービス, 施設サービス, 居宅介護支援 など

- ・生きがい対応型デイサービス事業
- ・高齢者ホームサポート事業

(対象)
要支援
認定者

- 要支援認定者へのサービス
 - ・在宅サービス
 - ・介護予防訪問介護
 - ・介護予防通所介護
 - 短期入所・福祉用具など
 - ・介護予防支援(ケアマネジメント) など

○要支援認定者へのサービス

- ・在宅サービス(短期入所・福祉用具等), 介護予防支援 など

- ・高齢者短期宿泊事業
- ・緊急通報システム事業
- ・在宅高齢者等日常生活用具給付
- ・高齢者住宅改修
- ・ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業
- ・災害時要介護者支援事業 など

移行

◆地域支援事業 (市町村が設定)

〈市社会福祉協議会自主事業〉

・ファミリーケアサービス

- ・ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問 など

○介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
【事業対象: 要支援1・2, 事業対象者】

◆地域支援事業 (市町村が設定)

○介護予防事業

(対象)
二次予防
事業対象者

- 二次予防事業
 - ・二次予防事業対象者把握事業
 - ・訪問型介護予防事業
 - ・通所型介護予防事業
 - ・二次予防事業評価事業 など

移行

(対象)
全ての
高齢者

- 一次予防事業
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・一次予防事業評価事業 など

●介護予防ケアマネジメント

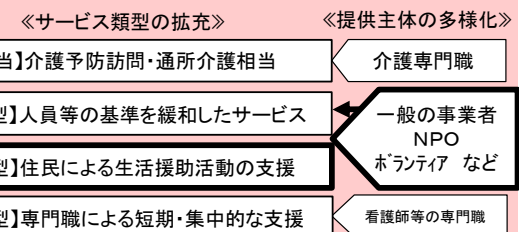
○包括的地域支援事業

○任意事業

(対象)
事業毎に設定

- ・栄養改善を目的とした
- ・配食サービス など

組替



生活支援サービス事業(配食サービス)

●介護予防ケアマネジメント

○一般介護予防事業【事業対象: 全ての高齢者】

引継

介護予防把握事業, 介護予防普及啓発事業, 地域介護予防活動支援事業, 一般介護予防事業評価事業

新規

地域リハビリテーション活動支援事業

○包括的地域支援事業 【新規】生活支援体制整備事業

○任意事業

既存事業を中心に
サービス基準等を整理

【財源構成】 国: 25% 県: 12.5% 市: 12.5% 第1号保険料: 22% 第2号保険料: 28% 国: 39% 県: 19.5% 市: 1% 第1号: 22%